

経営について

東京海上グループ概要	8
経営戦略	10
業績サマリー	14
2010年度の事業概況	16
CSR(企業の社会的責任)の取り組み	19
内部統制基本方針	22
コーポレート・ガバナンス	24
コンプライアンスの徹底	26
リスク管理	32
内部監査	34
個人情報の保護	35
情報開示・IR	37

東京海上グループ概要

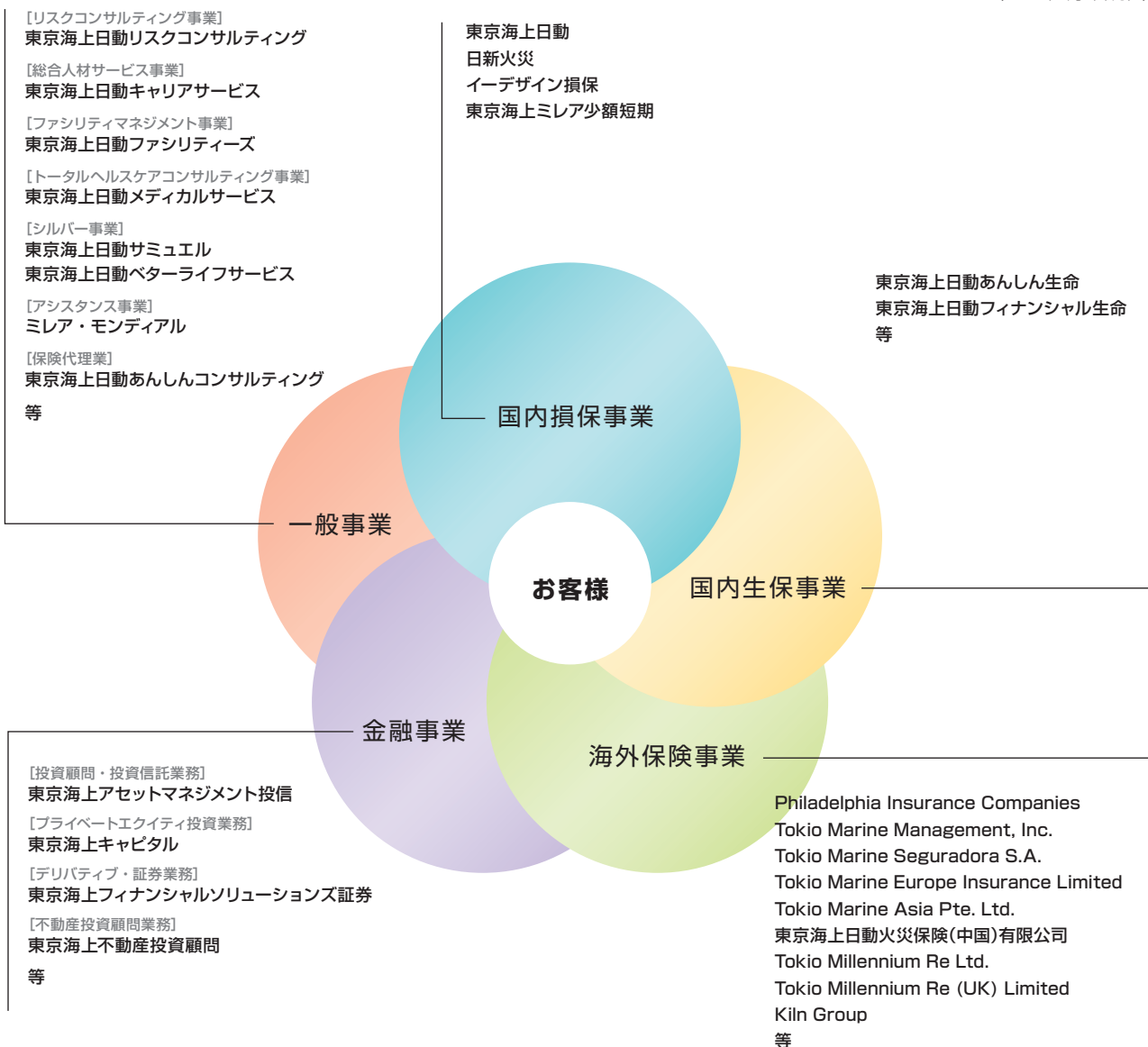
東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、東京海上グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、CSR推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2011年7月1日現在)



主な保険事業会社

国内損害保険事業

東京海上日動火災保険株式会社

創業：1879年8月1日
 資本金：1,019億円
 正味収入保険料：1兆7,427億円
 総資産：8兆6,700億円
 従業員数：17,051名
 本店所在地：東京都千代田区丸の内1-2-1
 (2011年3月31日現在)



日新火災海上保険株式会社

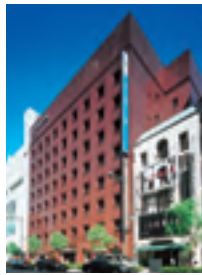
創業：1908年6月10日
 資本金：203億円
 正味収入保険料：1,340億円
 総資産：4,285億円
 従業員数：2,518名
 本店所在地：東京都千代田区神田駿河台2-3
 (2011年3月31日現在)



国内生命保険事業

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

設立日：1996年8月6日
 資本金：550億円
 保有契約高(個人保険+個人年金保険)
 : 18兆6,073億円
 総資産：3兆7,278億円
 従業員数：2,272名
 本社所在地：東京都中央区銀座5-3-16
 (2011年3月31日現在)



東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社

設立日：1996年8月13日
 資本金：480億円
 保有契約高(個人保険+個人年金保険)
 : 2兆7,746億円
 総資産：2兆2,630億円
 従業員数：281名
 本社所在地：東京都品川区大崎2-1-1
 ThinkPark Tower
 (2011年3月31日現在)



海外保険事業

Philadelphia Insurance Companies

創業：1962年
 正味収入保険料：1,974百万米ドル
 総資産：6,752百万米ドル
 従業員数：1,522名
 本社所在地：米国ペンシルバニア州
 バラキンウィッド



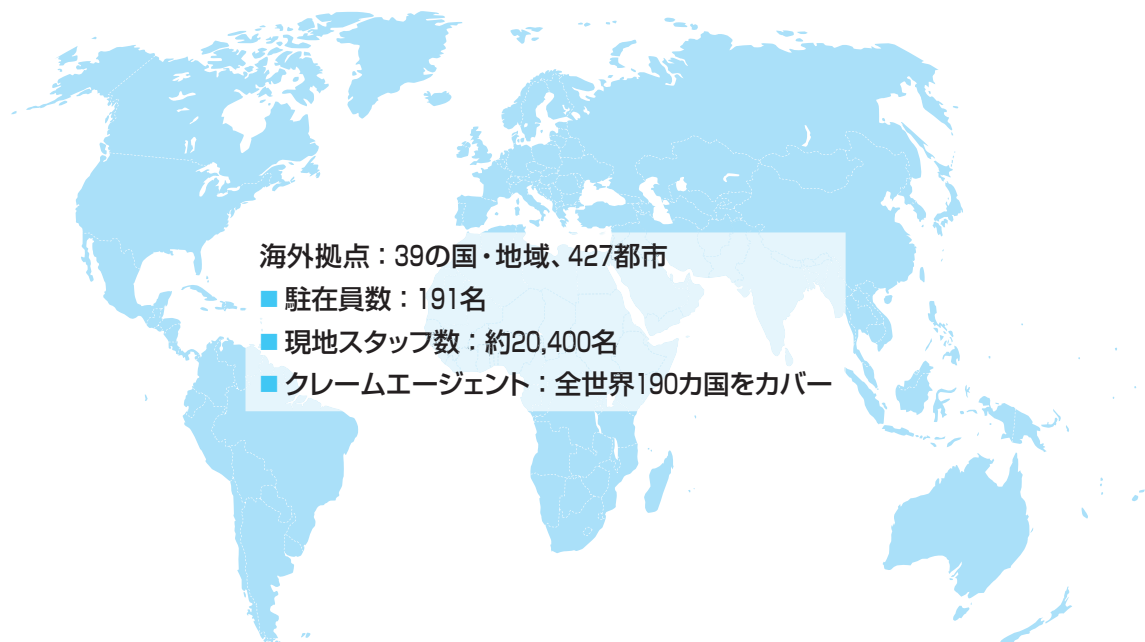
(2010年12月31日現在 現地財務会計ベース、従業員数は2011年3月31日現在)

Kiln Group

創業：1962年
 正味収入保険料：437百万英ポンド
 総資産：1,309百万英ポンド
 従業員数：341名
 本社所在地：英国ロンドン



(2010年12月31日現在 現地財務会計ベース、従業員数は2011年3月31日現在)



経営戦略

東京海上ホールディングスの経営戦略

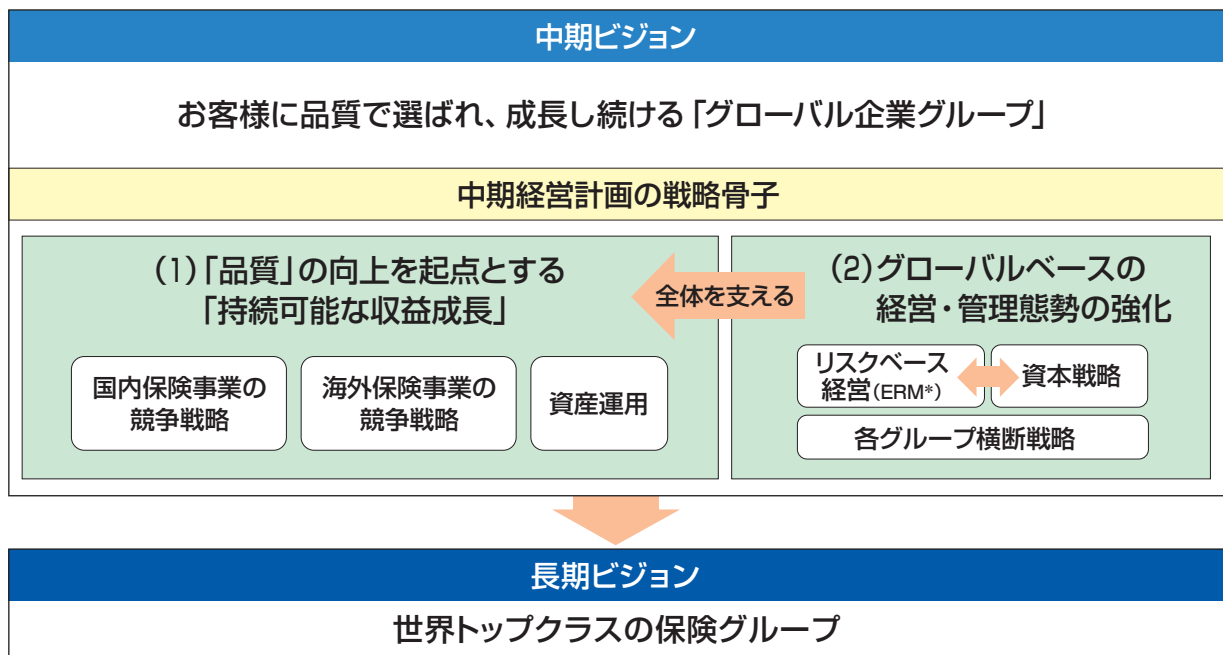
東京海上グループは、全世界のグループ会社を通じて、お客様をはじめとするさまざまなステークホルダーへ提供する価値を向上させ、社会とともに持続的に成長・発展し、グループ企業価値を永続的に高めていきます。

2009年度からスタートした3ヵ年のグループ中期経営計画「変革と実行 2011」では、厳しい事業環境のもとでも持続性のある成長を実現していくために、グループ各社が提供する商品・サービス、業務プロセスがお客様から「品質」で選ばれ、かつグローバルに競争力を発揮できる態勢の構築を目指していきます。

中期経営計画「変革と実行 2011」

1. 全体像

中期経営計画「変革と実行 2011」で東京海上グループが目指す姿は、「お客様に品質で選ばれ、成長し続ける『グローバル企業グループ』」であり、以下に掲げる2つの戦略骨子のもと、企業価値の最大化を実現していきます。

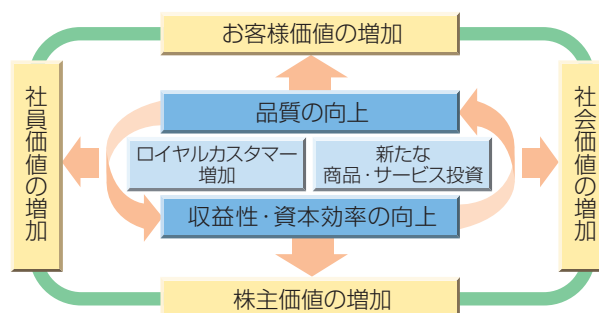


*ERM : Enterprise Risk Management

ここでいう「品質」とは、商品・サービスのわかりやすさや利便性、業務プロセスの正確性や迅速性、財務の健全性等、東京海上グループのあらゆる事業活動に関わる「品質」を意味し、「品質」の向上が持続可能な収益成長のために最も重要であると考えています。

(1)「品質」の向上を起点とする「持続可能な収益成長」

東京海上グループが持続的に成長するためには、グループ内のすべての会社が「品質」の向上を起点とする右記の「拡大成長サイクル」を実現することが必要であり、この循環を通じてすべてのステークホルダーの価値を持続的に増加させていきます。



「品質」の向上を起点とする「拡大成長サイクル」

(2)グローバルベースの経営・管理態勢の強化

国や地域に関係なく、すべてのステークホルダーに高い価値提供を行い、さらにその実現のためにグループ内の経営資源をボーダレスに活用できる経営・管理態勢を構築・強化していきます。

中でも、今後、会計基準や保険会社の監督規制等が大きく変わろうとしていることを踏まえ、「リスクベース経営(ERM)」に必要なインフラ構築に特に強力に取り組んでいきます。

2. 中期経営計画「変革と実行 2011」における実績および2011年度計画

中核事業である国内損害保険事業を軸に海外保険事業および国内生命保険事業をさらに拡大させ、全体としてバランスの取れた事業ポートフォリオの構築に一層注力していきます。

事業ドメイン		2008年度実績	2009年度実績	2010年度実績	2011年度計画
修正利益(※1)	国内損害保険事業	51億円	462億円	204億円	350億円
	東京海上日動	169億円	546億円	237億円	380億円
	日新火災	△107億円	2億円	13億円	20億円
	その他	△11億円	△86億円	△46億円	△50億円
	国内生命保険事業	△572億円	520億円	275億円	380億円
	あんしん生命	△60億円	322億円	492億円	390億円
	フィナンシャル生命 他	△512億円	198億円	△217億円	△10億円
	海外保険事業(※2)	208億円	765億円	248億円	520億円
	損害保険事業	232億円	697億円	505億円	230億円
	元受	33億円	371億円	337億円	290億円
	再保険	199億円	325億円	168億円	△60億円
	生命保険事業	△7億円	78億円	30億円	20億円
	自然災害保険金の追込み(※3)	—	—	△279億円	279億円
	金融・一般事業	△211億円	△94億円	△7億円	30億円
	グループ合計	△525億円	1,654億円	720億円	1,280億円
グループ合計ROE(※1)	△1.7%	5.8%	2.4%	4.4%	

※1. 収益・ROEは、企業価値を的確に把握し、その拡大に努める観点から「修正利益ベース」で定めます。

※2. 海外保険事業合計では、内訳(損害保険事業(元受・再保険)、生命保険事業)には賦課されていない費用を差し引いています。

※3. 海外保険事業については、2011年1～3月に発生した自然災害保険金を2010年度実績に計上しています。

<修正利益の定義>

(1)損害保険事業

修正利益=当期純利益+異常危険準備金等繰入額+価格変動準備金繰入額

—ALM債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益—保有株式・不動産等に関する売却損益・評価損—その他特殊要素(各調整額は税引き後)

(2)生命保険事業

修正利益=エンベディッド・バリューの当期増加額—増資等の資本取引

(3)その他の事業

財務会計上の当期純利益

経営戦略

主要事業の成長戦略

1. 国内保険事業

東京海上グループの中核事業である国内保険事業については、「強いお客様接点」と「グループ総合力の発揮」等を競争優位の源泉として、グループの強みを一層強化し、お客様の支持拡大による成長を目指していきます。

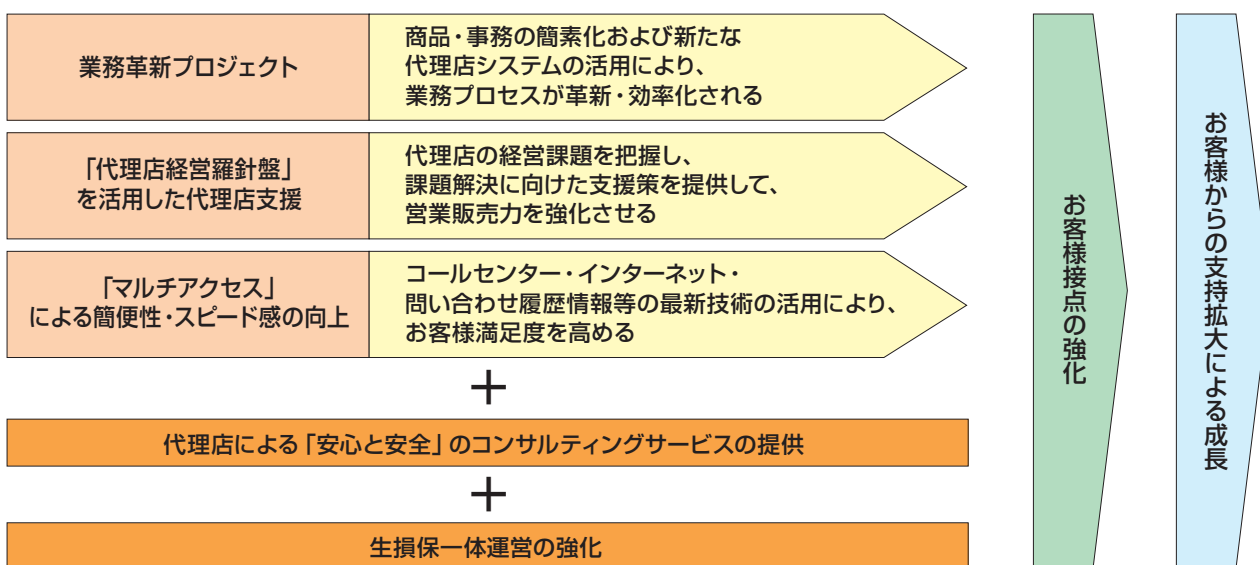
(1) 強いお客様接点

国内保険事業の中核会社である東京海上日動では、「業務プロセスの革新・効率化」を通じた商品・事務の簡素化や新たな代理店システム「TNet」によるお客様接点の強化を推進しています。

また、「代理店経営羅針盤^(※1)」による代理店経営支援、「マルチアクセス^(※2)」の整備・稼働を通じ、お客様に快適な業務プロセスを提供し、さらにお客様接点の強化を推進していきます。

(※1) 代理店経営上の課題を定量的・客観的指標により可視化し、業務プロセスに即した経営診断を実施、効率的・効果的な戦略策定を行う経営支援モデル。

(※2) 代理店の募集手段の1つとして、対面サービスに加えて、コールセンター・インターネット・問い合わせ履歴データベース等の最新技術の活用により、お客様接点の強化を図り、お客様が得られる価値を向上していくためのインフラ基盤。



(2) グループ総合力の発揮(生損保一体の取り組み等)

お客様ニーズがますます多様化し、保険の加入スタイルも「勧められた保険に加入する」タイプから、「ご自身で必要な補償を判断し、納得した保険に加入する」タイプのお客様が増える傾向にあることから、生損保一体型保険「トータルアシスト超保険」の販売等を通じて、東京海上グループの強みである「生損保トータルのサービス提供」を強力に推進していきます。

また、お客様の「安心と安全」に関するコンサルティングニーズやリスクマネジメントニーズが高まる中、グループ会社である「東京海上日動リスクコンサルティング(リスクコンサルティング事業)」、「東京海上日動メディカルサービス(トータルヘルスケアコンサルティング事業)」、「東京海上日動あんしんコンサルティング(ライフプランニングサービス事業)」等が各社の専門性をいかし、保険機能を超えた各種サービスの提供を充実させていきます。

2. 海外保険事業

規律ある保険引き受けの維持により収益性を向上させるとともに、中長期的な利益成長に向けグローバルに事業展開を推進していきます。

(1) 成長戦略

① 内部成長戦略

- ・再保険事業・ラージコマーシャル損害保険においては、料率環境等の市場変化に的確に対応し、収益拡大を図ります。
- ・パーソナル損害保険・生命保険においては、新興市場における商品・販売網の多様化を図ります。
- ・日系企業ビジネスをコアビジネスとして、お客様ニーズへの対応力を強化していきます。

② M&A戦略

中長期的な成長性確保の観点から、以下の点を充足する会社を念頭において、引き続きエリア・業態を問わず積極的に検討します。

「経営の健全性」「強固なビジネスモデル」「高い成長性」

(2) 経営管理態勢強化

アンダーライティング態勢の強化、およびリスクベース経営(ERM)態勢の一層の整備等に取り組みます。

3. 金融・一般事業

(1) 金融事業

アセットマネジメント事業(フィービジネス)を中心とした資本効率の高い事業の展開により、グループの事業ポートフォリオ改善および収益成長を目指した取り組みを推進します。

(2) 一般事業

多様化するお客様ニーズをとらえ、これまでの「保険の概念」を超えた「安心と安全」に関わる商品・サービスをお客様に提供することを目指し、積極的に事業を展開し、保険の新たな付加価値創造に取り組みます。

業績サマリー

2010年度業績の概要

- 当社の2010年度連結決算の経常収益は3,288,605百万円(うち保険引受収益2,874,082百万円)、経常費用は3,162,018百万円(うち保険引受費用2,512,937百万円)、経常利益は126,587百万円(前期比△76,826百万円)、当期純利益は71,924百万円(前期比△56,493百万円)となりました。
- 国内損害保険事業においては、東京海上日動の保険引受損益は△31,118百万円(前期比△112,910百万円)となりましたが、経常利益、当期純利益ともに前期並みとなりました。日新火災については、保険引受損益は△5,868百万円(前期比△3,923百万円)となり、経常利益、当期純利益ともに減益となりました。イーデザイン損保については、保険引受損益は△5,050百万円(前期比5,053百万円)となりましたが、経常損失、当期純損失ともに前期並みとなりました。
- 国内生命保険事業においては、東京海上日動あんしん生命の個人保険・個人年金保険の保有契約高は18,607,376百万円(前期17,364,161百万円)と拡大しました。東京海上日動フィナンシャル生命については、保有契約高が2,774,666百万円(前期2,783,541百万円)と横這いとなりました。

損益等の状況(連結)

(単位:百万円)

	2009年度	2010年度	増減
経常収益	3,570,803	3,288,605	△282,197
保険引受収益	2,968,150	2,874,082	△94,067
資産運用収益	536,385	347,757	△188,628
その他経常収益	66,267	66,766	498
経常費用	3,367,389	3,162,018	△205,371
保険引受費用	2,734,036	2,512,937	△221,098
資産運用費用	66,122	105,798	39,676
営業費及び一般管理費	553,709	534,487	△19,222
その他経常費用	21,808	12,660	△9,148
経常利益	203,413	126,587	△76,826
特別利益	5,143	5,360	216
特別損失	27,429	24,263	△3,166
当期純利益	128,418	71,924	△56,493
包括利益	581,103	△196,554	△777,657

資産・負債・純資産等の状況(連結)

(単位:百万円)

	2009年度	2010年度	増減
資産	17,265,868	16,528,644	△737,223
負債	15,081,073	14,624,167	△456,905
純資産	2,184,795	1,904,477	△280,317
負債及び純資産合計	17,265,868	16,528,644	△737,223

国内損害保険事業における主要指標の状況

(単位:百万円)

	東京海上日動		日新火災		イーデザイン損保		
	2009年度	2010年度	2009年度	2010年度	2009年度	2010年度	
収益性	当期純利益又は当期純損失(△)	94,456	100,713	4,281	1,520	△2,355	△2,251
	経常利益又は経常損失(△)	147,401	145,754	6,423	2,517	△2,349	△2,243
	正味損害率	67.9%	67.5%	64.6%	66.2%	165.4%	69.0%
	正味事業費率	34.0%	33.5%	39.2%	37.3%	754.9%	164.7%
	コンバインド・レシオ	101.9%	101.0%	103.8%	103.5%	920.3%	233.7%
	収支残率	△1.9%	△1.0%	△3.8%	△3.5%	△820.3%	△133.7%
	保険引受利益又は保険引受損失(△)	81,792	△31,118	△1,945	△5,868	△10,104	△5,050
健全性	自己資本	1,916,139	1,676,223	72,388	66,346	9,938	15,294
	ソルベンシー・マージン比率	852.6%	823.8%	747.7%	742.2%	5,762.2%	4,597.0%
成長性	正味収入保険料増収率	△4.3%	0.4%	△3.0%	1.7%	—	159.5%
規模	正味収入保険料	1,736,082	1,742,746	131,876	134,063	1,100	2,856
	元受正味保険料 (含む収入積立保険料)	1,980,512	1,969,661	145,796	147,034	1,100	2,831

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3. コンバインド・レシオ=正味損害率+正味事業費率

4. 収支残率=100%-コンバインド・レシオ

5. ソルベンシー・マージン比率

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

6. 正味収入保険料: 元受および受再契約の収入保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものの

7. 元受正味保険料: 元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものの(積立保険の積立保険料部分を含む)

国内生命保険事業における主要指標の状況

(単位:百万円)

	東京海上日動あんしん生命		東京海上日動フィナンシャル生命	
	2009年度	2010年度	2009年度	2010年度
保険料等収入	457,297	475,912	182,377	113,466
新契約年換算保険料	49,615	50,754	17,329	10,739
経常利益又は経常損失(△)	6,895	19,404	△1,301	△2,395
当期純利益又は当期純損失(△)	0	5,223	△1,363	△2,500
基礎利益	5,108	14,466	2,589	△5,095
ソルベンシー・マージン比率	2,584.3%	2,812.0%	1,275.3%	1,161.1%
保有契約高	17,364,161	18,607,376	2,783,541	2,774,666
新契約高	2,837,799	2,762,208	173,446	104,784

(注) 1. 東京海上日動あんしん生命において、5年チルメル式により計算された責任準備金繰入額に対して、2009年度は19,195百万円、2010年度は17,160百万円の追加積立を実施していますが、この額については基礎利益中の基礎費用(責任準備金繰入額)に含めています。

2. 新契約年換算保険料: 個人保険・個人年金保険の新契約の全期間の払込保険料総額を保険期間で除して1年あたりの保険料に換算した金額

3. 基礎利益: 保険本業の収益力を示す指標の一つで、経常利益から有価証券の売却損益等の「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除したものの

4. 保有契約高、新契約高: 個人保険・個人年金保険の各保有契約高もしくは各新契約高の合計額を記載

2010年度の事業概況

当年度の世界経済は、緩やかな景気拡大が継続しました。欧州における政府債務問題や中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰が懸念材料となる一方、米国では追加金融緩和や財政政策により景気は持ち直しの動きがみられ、新興国は高成長を維持しました。

わが国経済は、円高の進行や株価の低迷がみられたものの、政府の経済政策による景気押し上げ効果等により回復基調となりました。保険業界におきましては、少子高齢化の影響等により市場の拡大が見込みにくい状況にあり、各社の競争が激化しました。また、損害保険業界におきましては、自動車保険の損害率が上昇し、厳しい事業環境が続きました。

こうした状況の中、東京海上グループは、商品・サービスや業務プロセスに関する品質の向上を起点とした持続的な成長の実現を目指し、中期経営計画「変革と実行2011」の達成に向けて積極的に事業を展開しています。当年度においても、国内損害保険事業の成長性・収益性の回復ならびに国内生命保険事業および海外保険事業の拡大に努めました。また、グローバルに競争力を発揮できる経営・管理態勢を構築するため、資本とリスクのバランスを適切にコントロールして財務の健全性を維持しつつ収益性を向上させる「リスクベース経営(ERM)」の高度化に向けた取り組みも強化しました。

また、本年3月に発生した東日本大震災はわが国に甚大な被害をもたらす、経済活動にも大きな影響を与えていますが、東京海上グループは、地震発生直後から、被災されたお客様への対応に総力を挙げて取り組んでいます。

当年度は、東日本大震災やニュージーランド地震等の大規模な自然災害が世界各地で発生し、東京海上日動をはじめとする東京海上グループの保険会社では、これらの自然災害について多額の保険金をお支払いする見込みとなっています。一方、再保険契約によるリスク負担の軽減や責任準備金の積み立てに加え、積極的な海外展開により収益・リスクのグローバルな分散を図った結果、当年度の連結決算は、次のとおりとなりました。

経常収益(売上高に相当)	3兆2,886億円	(前年度対比92.1%)
うち保険引受収益	2兆8,740億円	(前年度対比96.8%)
うち資産運用収益	3,477億円	(前年度対比64.8%)
経常利益	1,265億円	(前年度対比62.2%)
当期純利益	719億円	(前年度対比56.0%)

また、事業セグメントごとの経常収益および経常利益は、次のとおりとなりました。

事業セグメント	経常収益	経常利益
国内損害保険事業	2兆4,257億円	1,045億円
国内生命保険事業	4,422億円	71億円
海外保険事業	5,399億円	144億円
金融・一般事業	708億円	20億円

東日本大震災への対応

東京海上グループは、東日本大震災で被災されたお客様の生活の早期復旧に向け、一日でも早い保険金支払に最優先で取り組んでいます。東京海上日動は、地震発生後、速やかに災害対策本部および地震保険専用の地震災害事故受付センターを設置するとともに、全国から多くの要員を投入し、迅速かつ適切な保険金支払に努めています。また、被災地においては、お客様との接点を担う代理店の多くも被害を受けたことから、代理店の事業復旧に向けた支援を積極的に行うとともに、お客様の利便性を確保するため、相談受付体制の整備、契約の更新手続きのサポート等を実施しています。

国内損害保険事業

東京海上グループの中核を担う東京海上日動の業績は、正味収入保険料は1兆7,427億円と前年度に比べ0.4%の増加となりました。当年度は、東日本大震災による保険金が発生していますが、地震保険については、再保険契約により政府も保険責任を分担する官民一体の制度となっており、また同社の責任分に関しては準備金を積み立てているため、利益への影響はありません。企業分野の保険等についても保険金支払が見込まれますが、再保険契約等により利益への影響は軽減されています。また、資本効率の向上を目指して、引き続き政策株式の売却を進めた結果、有価証券売却益が発生したことから、経常利益は1,457億円と前年度に比べ16億円の減少となりました。当期純利益は1,007億円と前年度に比べ62億円の増加となりました。

東京海上日動は、お客様に品質で選ばれる商品・サービスの提供に取り組むとともに、販売基盤の強化とマーケット開拓による成長の実現を目指しました。

同社は、昨年10月始期の契約から、お客様のライフプランや家族構成等にあわせた補償をひとつにまとめて提供する、生損保一体型商品「超保険」を抜本的に改定しました。この改定では、お客様から評価されている独自の補償や制度は維持しつつ、商品の基本部分を他の個人向け商品と共通化するとともに、お客様に対して従来以上にわかりやすく提案できるようコンサルティングシステムを刷新しました。その結果、「超保険」を販売する代理店数が増加し、改定後の新規販売件数は上半期に比べ約4倍に増加しました。

また、販売基盤を強化するため、昨年10月、明治安田生命保険相互会社と代理店委託契約を締結し、2011年度内に、同社を通じて東京海上日動の自動車保険等を販売する方針としました。

マーケット開拓については、業務災害向け傷害保険の拡販による中小企業マーケットの開拓に取り組むとともに、事故削減支援プログラムを活用した企業向け自動車保険の拡販等に努めました。

東京海上日動の資産運用については、健全な財務基盤の維持を目的としたリスク管理のもと、資産の流動性と収益の安定性を確保する方針で取り組みました。

日新火災海上保険株式会社の業績は、正味収入保険料は1,340億円と前年度に比べ1.7%の増加となりました。経常利益は25億円と前年度に比べ39億円の減少となり、当期純利益は15億円と前年度に比べ27億円の減少となりました。

国内生命保険事業

国内生命保険事業における主要な会社である東京海上日動あんしん生命の業績は、新契約高は2兆7,817億円と前年度に比べ4.1%の減少となり、当年度末の保有契約高は前年度末に比べ1兆1,174億円増加して21兆5,873億円となりました。経常利益は194億円と前年度に比べ125億円の増加となりました。また、同社は、当年度、保険業法上の標準責任準備金の対象契約に係る積立率100%を達成し、52億円の当期純利益を計上しました。

東京海上日動あんしん生命は、お客様のニーズにお応えする商品・サービスの開発に努めるとともに、生損保一体となった取り組みによる成長の実現を目指しました。

同社は、1996年の開業以来、「お客様本位の生命保険事業」に一貫して取り組み、昨年4月には生命保険

業界でも有数のスピードで保有契約300万件(個人保険および個人年金保険)を達成しました。また、高齢化社会のニーズに対応するため、昨年11月、一生涯の死亡・高度障害保障に介護保障を加えた新商品「長生き支援終身」を発売し、順調な販売実績を上げました。さらには、「超保険」にあんしん生命の医療・がん保障を組み込む設計を可能とするなど、生損保一体となった取り組みを強化しました。

東京海上日動フィナンシャル生命は、金融機関代理店との関係強化に努める一方、リスクコントロールを重視して金融市場の環境を踏まえた慎重な販売姿勢を維持しました。同社の業績は、新契約高は1,047億円となり、当年度末の保有契約高は2兆7,746億円となりました。また、経常損失は23億円となり、当期純損失は25億円となりました。

海外保険事業

海外保険事業では、さらなる成長機会をグローバルに追求することを目指して、積極的に事業を展開しました。

米国のフィラデルフィア社は、米国の損害保険市場が低成長で推移する中、特定の業種や顧客セグメントに特化した戦略や強固なマーケティング力により、正味収入保険料が19.7億米ドル(1,608億円)と前年度に比べ5.2%増加し、引き続き順調に業績を上げました。

英国のキルン社は、マーケットにおいて保険料率の低下傾向がみられる中、規律ある保険引受を継続したことにより、正味収入保険料は4.3億英ポンド(553億円)と前年度に比べほぼ横ばいとなりました。また、キルン社は、東京海上グループが100%出資するロイズ・シンジケートを積極的に活用し、海外保険事業の規模の拡大に貢献しました。

再保険事業については、ニュージーランド地震等の自然災害の影響を受けて減益となりましたが、米国における引受拡大によりトウキョウ・ミレニウム・リー社の正味収入保険料が4.1億米ドル(340億円)と前年度に比べ16.0%増加するなど、増収を実現しました。

また、当社は、再保険事業および欧米大企業向け保険事業に関する新成長戦略を策定し、本年1月以降、欧州大陸およびオセアニアでの再保険引受に向けた取り組みを開始するとともに、欧米における大企業向け火災保険の引受拡大を図りました。

新興国市場については、中長期的な収益成長を目指した取り組みを推進しました。当社は、昨年4月、サウジ

2010年度の事業概況

アラビアの有力金融機関であるアルインマー銀行と、合併でイスラム式保険(タカフル)を販売する保険会社を設立することで合意しました。また、トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・マレーシア社は、昨年7月、現地の大手商業銀行であるRHB銀行と生命保険販売に関して提携契約を締結しました。

金融・一般事業

金融事業に関しては、東京海上アセットマネジメント投信による公的年金・企業年金等の運用受託や投資信託の設定・運用等、安定的な収益基盤であるアセットマネジメント事業(フィービジネス)を中心に展開しました。一般事業に関しては、人材派遣、不動産管理等の事業に引き続き取り組みました。

CSR

東京海上日動は、地球環境保護を目的として取り組んでいる「Green Gift」プロジェクトにおいて、自動車保険、火災保険および超保険のお客様にWeb約款を選択いただくことで紙の使用量を節減するとともに、マングローブ植林を推進しました。このプロジェクトをはじめ、損害保険事業を通じた環境への取り組みを進めた結果、東京海上日動の自動車保険は、昨年12月、財団法人日本環境協会から「エコマーク認定」を受けました。

対処すべき課題

2011年度の世界経済は、新興国が高成長を維持し、米国でも景気回復局面が続くものと見込まれていますが、欧州における財政の先行き不安によるマイナスの影響等が懸念されます。

わが国経済は、東日本大震災が企業活動や個人消費に与える影響等により、不透明感の強い状況が続くものと見込まれています。また、国内の保険市場は、少子高齢化の影響、新車販売台数の低迷等により市場の拡大が見込みにくい状況が続くものと予想されます。

こうした状況の中、東京海上グループは、以下の課題に取り組めます。

国内損害保険事業および国内生命保険事業においては、東日本大震災に関する保険金支払を最優先の課題として取り組み、保険グループとしての社会的使命を果たしてまいります。また、成長の実現に向けて、商品・

サービスの品質向上と生損保一体となった取り組みを徹底するとともに、自動車保険の損害率が上昇していることを踏まえ、損害率改善の取り組みと事業費の削減による収益性の向上にも努めます。

海外保険事業においては、先進国と新興国の双方でバランスよく成長戦略を実行するとともに、グループ各社の規模と収益を着実に拡大させ、さらにグローバルな保険グループとなることを目指します。

また、東京海上グループは、保険に関する会計基準やリスク管理基準のグローバルスタンダード化も踏まえながら「リスクベース経営(ERM)」の高度化に向けた取り組みを一層強化していきます。

東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくために、グループを挙げて業務に邁進していきます。

- (注) 1. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示、増減率等の比率は小数第2位を四捨五入し小数第1位まで表示しています。(諸表を含む)
2. 各事業セグメントの経常収益および経常利益として記載の数値は、連結損益計算書に計上する経常収益および経常利益として調整を行う前の数値です。また、当年度より適用した会計基準に基づく事業セグメントごとの数値であり、前年度以前は同事業セグメントごとの数値を集計していないため、前年度との比較は行っていません。
3. 「フィラデルフィア社」とは、フィラデルフィア・コンソリデイトッド・ホールディング・コーポレーションおよびその傘下の会社で構成する企業グループの総称をいいます。また、「キルン社」とは、キルン・グループ・リミテッドおよびその傘下の会社で構成する企業グループの総称をいいます。
4. フィラデルフィア社、キルン社およびトウキョウ・ミレニアム・リー社の正味収入保険料として記載の円貨額は、昨年12月末の為替相場による換算額です。

CSR(企業の社会的責任)の取り組み

東京海上グループ CSR 憲章

東京海上グループは、経営理念の実践がCSRそのものであると捉え、経営理念を徹底的に実践していくことが各ステークホルダーの皆様に提供する価値を高め、ひいてはその価値の総和である企業価値を高めていくと考えています。そこでCSRを実践するための行動指針として「東京海上グループCSR憲章」を定めています。

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることに より、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。

- 商品・サービス
・広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。
- 人間尊重
・すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
・安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
・プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。
- 地球環境保護
・地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。
- 地域・社会への貢献
・地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。
- コンプライアンス
・常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。
- コミュニケーション
・すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。

国連グローバル・コンパクトへの参加

国連グローバル・コンパクトが提唱している人権・労働・環境・腐敗防止に関する企業行動10原則の考えや内容は、東京海上グループの考えやCSR憲章と共通するものであり、東京海上ホールディングス(および東京海上日動)では、2005年から国連グローバル・コンパクトに参加しています。

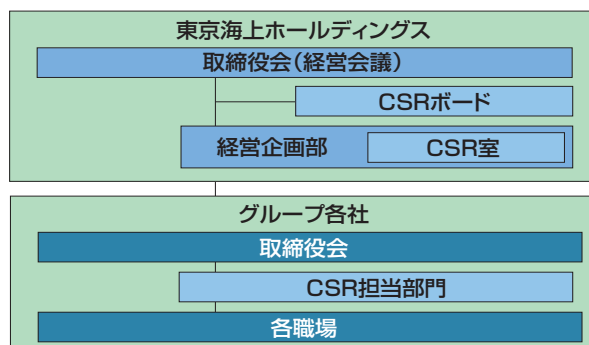


CSR推進体制

東京海上グループでは、当社社長を委員長とし、主要グループ各社社長をメンバーとする「CSRボード」を設置し、グループ全体のCSRに関する方針・計画の策定・進捗管理を行っています。

グループ各社は、CSR担当部門が推進役となり、CSRボードの方針・計画に従い、自社のCSRを推進しています。また当社は、CSR推進の専任部署としてCSR室を設置し、グループ全体のCSR推進、およびグループ各社のCSRに対するサポートをしています。

<東京海上グループのCSR推進体制>



CSR(企業の社会的責任)の取り組み

地球環境保護

東京海上グループでは、事業活動においてさまざまなエネルギーを消費しています。こうした地球環境負荷をできる限り低減するため、ペーパーレス等の省資源化、リサイクル運動等の促進に取り組んでいます。

マングローブ植林事業

東京海上日動では、1999年からマングローブ植林プロジェクトを開始し、東南アジア・インド・南太平洋フィジーの計7カ国で6,824ha(2011年3月末現在)の植林を行いました。

マングローブは二酸化炭素を多く吸収・固定することで、地球温暖化の防止に役立つとともに、津波等から人々を守る防波堤の役割を果たします。また水産・森林資源等、地域住民の生活に欠かせない物資を提供し、その生活の安定と向上をもたらし、地域貢献としての意義も有しています。



タイのマングローブ林

みどりの授業

東京海上グループは、環境啓発活動として、小学生向けの地球環境プログラム「みどりの授業～マングローブ物語～」を実施しています。

これはグループ会社社員・代理店等が講師として全国各地の小学校・特別支援学校を訪問し、マングローブ植林を題材に「地球温暖化防止・生態系保護」をテーマとした授業を行っています。2010年度までに累計で全国約440校で約30,600名の児童・生徒の皆さんが授業を受けました。



名古屋市立八熊小学校での授業の様子

金融商品初「自動車保険・エコマーク」認定の取得

東京海上日動は2010年12月、財団法人日本環境協会から金融商品として初となる「自動車保険・エコマーク*」認定を取得しました。

認定にあたっては、新たに「ご契約のしおり(約款)」を冊子ではなく、ホームページで閲覧いただく場合(Web約款)、マングローブ2本分の植林に相当する金額を植林NGO等に寄付する「Green Gift」プロジェクトの展開、ホームページ等を通じた「エコ安全ドライブ」や「事故削減」に関する情報提供、事故によって自動車を修理する際のリサイクル部品の積極的な活用、ハイブリッド車・電気自動車・圧縮天然ガス車を対象とする「Eco割引」の採用等の取り組みが評価されました。

「エコマーク」認定の取得は、経営理念の実現に向けた大きな成果の一つであると考えています。

*商品・サービスのライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付与される環境ラベル。



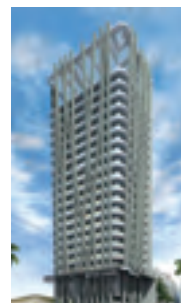
エコマーク認定自動車保険

- ・トータルアシスト自動車保険 (10 147 001)
- ・TAP (10 147 002)
- ・トータルアシスト超保険 (10 147 003)
- ・フリート事故削減アシスト特約 (10 147 004)

新社屋における環境配慮

2010年10月、シンガポールに東京海上グループのアジア地域の統括本部となる「Tokio Marine Centre (TMC)」を竣工しました。

省エネタイプエアコンや照明器具の使用等による節電、雨水再活用等による節水、多くの緑を配置していること等が評価され、シンガポール建設庁より、環境に優しいビルに与えられる「Green Mark制度」における「Gold Plus賞」を日系企業として初めて受賞しました。



TMCの外観

地域・社会貢献活動

東京海上グループの事業活動は、お客様や代理店等、地域・社会の皆様のご支援があってこそ成り立つものです。グループ各社では「安心・安全」「地球環境保護」「青少年育成」を中心に世界各地で地域・社会貢献活動を行っています。

「CSR Month」の取り組み

東京海上グループは、2010年10月・11月を「CSR Month」と定め、世界各国・地域で共通のテーマ（「地球環境保護」、「青少年育成」、「安心と安全」）で、社会貢献活動を行いました。

日本国内では、各地で社員向けのAED（自動体外式除細動器）・救命措置に関する講習会や認知症サポーター養成講座を開催するとともに、延べ約18,000名のグループ社員が各地でさまざまなボランティア活動等に参加しました。また海外においても、「Asia CSR Day（11月10日・アジア5カ国）」をはじめとして、各国・地域で、ボランティアや寄付活動、市街地・海岸等での清掃活動等に数多くのグループ社員が参加しました。



シンガポールでの「Asia CSR Day」の様子

財団を通じた社会貢献活動

東京海上日動では、3つの財団を通じて、「青少年育成」「国際交流」「地域におけるスポーツ振興」等を目的とした社会貢献活動を促進しています。

財団名	概要
東京海上各務記念財団	国内大学生・ASEAN諸国の大学院留学生に対する奨学金支給事業、研究助成等
東京海上スポーツ財団	地域へのスポーツ振興事業
東京海上日動教育振興基金	教育研究・交通遺児への助成

抗がん剤治療患者向け「タオル帽子」製作ボランティア

東京海上日動あんしん生命は、2011年2月、同社を含めた東京海上グループの関係者とその家族がひと針ひと針想いを込めて製作した、抗がん剤治療患者向け「タオル帽子」1,015個を盛岡市の市民団体「岩手ホスピスの会」へ寄贈しました。

「タオル帽子」の製作は、盛岡市の市民団体「岩手ホスピスの会」が「がん患者さんやそのご家族の方々を支援したい」「闘病中の患者さんを勇気付けたい」という想いから始めたもので、同社はこの活動に賛同し、2009年から「タオル帽子」製作に協力しています。



「岩手ホスピスの会」に寄贈した「タオル帽子」

東日本大震災の被災地支援

2011年3月の東日本大震災による被災地への支援として、以下のとおり義援金等を寄贈しました。

国内・海外グループ会社社員・代理店有志	約121百万円
国内・海外グループ会社	約79百万円
東京海上ホールディングスマッチングギフト	30百万円

上記のほかに、社団法人日本損害保険協会を通じた義援金、社団法人日本生命保険協会を通じた見舞金を寄贈しました。

内部統制基本方針

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において内部統制基本方針を以下のとおり決定し、本方針に従って内部統制システムを構築・運用しています。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念に基づき、グループの事業を統轄する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
 - a. 当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下「子会社等」という。）と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。
 - ① グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。
 - ② 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。
 - ③ 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。
 - b. 子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。
- (2) 当社は、グループの経理に関する基本方針を定め、当社の連結財務状態およびグループ会社の財務状態等を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続および税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (3) 当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、グループの情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (5) 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。
 - a. 当社は、コンプライアンスを統轄する部署を設置する。
 - b. 当社は、グループのコンプライアンス行動規範を定め、グループの役職員がこの行動規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - c. 当社は、子会社等にコンプライアンス・マニュアルを策定させるとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施させ、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - d. 当社は、子会社等に法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
- (2) 当社は、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社およびグループ会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。
 - a. 当社は、リスク管理を統轄する部署を設置する。
 - b. 当社は、リスク管理にあたって、リスクの特定・評価・制御、コンティンジェンシー・プランの策定およびモニタリング・報告のプロセスを基本とする。

c.当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。

- (2) 当社は、グループの統合リスク管理に関する基本方針を定め、格付けの維持および倒産の防止を目的としたグループ全体の定量的リスク管理を実施する。
- (3) 当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、グループの中期経営計画および年度計画（数値目標等を含む。）を策定する。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、内部統制委員会を設置し、グループの内部統制システムの整備について、各種方針・施策等の策定ならびに実施状況の評価および改善に係る審議を行うとともに、総合的調整を図った上で推進する。
- (5) 当社は、グループのITガバナンスに関する基本方針を定め、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員および当該職員の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の事務局を設置する。事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および重要な報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるることができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。

2006年 5月 2日制定
2011年 4月 1日改定

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス方針

当社は、グループの経営理念に沿って、株主、お客様、社会、社員等のステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高めていきます。

そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築し、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治していきます。

なお、当社は、事業環境の変化等に対応して、本コーポレート・ガバナンス方針を見直していきます。

I. 当社の統治機構

1. 取締役会

(1) 取締役会・取締役の役割

当社取締役会は、当社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務、適切な内部統制システムを構築する責務などを負います。加えて、持株会社である当社の取締役会は、グループの中長期戦略や内部統制基本方針をはじめとしたグループの各種基本方針を決定するなどの機能を有します。

各取締役は、取締役会がこれらの責務・機能を十分に全うできるよう努めます。

(2) 取締役会の構成

取締役数は、10名程度とします。

このうち、原則として3名以上を社外取締役とします。

(3) 取締役の任期

取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとします。

2. 監査役・監査役会

(1) 監査役・監査役会の役割

当社監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行を監査します。

監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査方針および監査計画等に従い、質の高い監査を実施するよう努めます。

(2) 監査役会の構成等

監査役数は、5名程度とします。

このうち、原則として過半数を社外監査役とします。

3. 指名委員会・報酬委員会

(1) 指名委員会・報酬委員会の役割

当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会・報酬委員会を設置します。

指名委員会においては、次の事項を審議し、取締役会に対して答申します。

○当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員を選任・解任

○当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員を選任要件

報酬委員会においては、次の事項を審議し、取締役会に対して答申します。

○当社および主な事業子会社の取締役・執行役員の業績評価

○当社および主な事業子会社の役員報酬体系および水準

(注)「事業子会社」とは、当社が議決権の過半数を直接有する会社をいいます。以下同じ。

(2) 指名委員会・報酬委員会の構成

指名委員会・報酬委員会は、各々5名程度の委員で構成します。

原則として、両委員会とも、過半数を社外委員とするとともに、委員長は社外委員から選出します。

II. 役員報酬体系

(1) 決定に関する方針

当社および主な事業子会社の役員報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針とします。

- 役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。
 - 業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する。
 - 経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬、および当社株価に連動した報酬を導入し、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす。
 - 経営目標に対する役員の個人業績を客観的に評価するプロセスを通じて、成果実力主義の徹底を図る。
- なお、役員報酬の水準については、職責に応じて役位別に基準額を設定し、当社業績や他社水準等を勘案の上、決定します。

(2) 当社の役員報酬体系

常勤取締役および執行役員に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬（会社業績および個人業績に連動します）および株式報酬型ストックオプションで構成します。

非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬および株式報酬型ストックオプションで構成します。

監査役に対する報酬は、定額報酬のみで構成します。

(3) 主な事業子会社の役員報酬体系

主な事業子会社の役員報酬体系は、原則として当社と同じ体系とします。

III. 事業子会社統治の仕組み

(1) 事業子会社の統治方法

当社は、事業子会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項を、グループの各種基本方針で規定し、これらに基づく体制の構築・運用を通じて事業子会社を統治します。

(2) 事業子会社の業績評価

当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、主な事業子会社の業績評価を行い、その評価結果を当該事業子会社の役員報酬に反映させます。

2005年5月27日取締役会決議

2011年 6月27日改定

コンプライアンスの徹底

東京海上グループ コンプライアンス宣言

コンプライアンス宣言

東京海上グループは、お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき、企業価値を永続的に高めることを経営理念としており、コンプライアンスの徹底は当社の経営理念の実践そのものです。東京海上グループでは、遵守すべき重要な事項を『コンプライアンス行動規範』としてまとめています。私たち東京海上グループの全役職員は、この行動規範に則り、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を最優先とすることをここに宣言いたします。

東京海上ホールディングス株式会社 取締役社長 隅 修三

東京海上グループ コンプライアンス行動規範(概要)

東京海上グループは、お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき、企業価値を永続的に高めていくことを経営理念として、事業活動を遂行しています。「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」は、この経営理念の精神を具体的な行動に移す際に守るべき重要な事項を、コンプライアンスの観点からまとめたものであり、東京海上グループのあらゆる事業活動において最優先されるものです。

東京海上グループ各社の役職員(派遣社員を含みます。)は、この行動規範に則り、法令および社内ルールを遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行し、事業活動に関するルールを正しく理解し、厳正に遵守することにより、公正な事業活動を行わなければなりません。

この行動規範、法令、社内ルールに対する違反が認められた場合、東京海上グループ各社は、事実関係の調査、対応策の策定、監督当局等への届出、関係者の処分、再発防止策の策定等、社内ルールに従って必要な措置を講じます。

重要な規範

1. 法令等の徹底

法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。

1-1 関連法令の遵守

適用される各種法律・規則を厳格に遵守します。

1-2 国際ルールや各国法令の遵守

コンプライアンスの観点から遵守すべきルールは、国内のルールにとどまりません。国際ルールや各国の法令を遵守する他、東京海上グループ各社が事業を展開する各国の慣習・文化を尊重します。

1-3 公正かつ自由な競争

独占禁止法等の関係法令を遵守して事業を遂行します。談合やカルテル等、公正で自由な競争をさまたげる行為を行いません。取引上の立場を利用して不当に相手方に不利益を強いる等の「不正な取引方法」に該当する行為を行いません。事業者団体の活動についての規制に十分に留意します。

1-4 利益相反の防止

会社の正当な利益に反して、自分や第三者の利益を図る行為は認めません。

1-5 インサイダー取引の禁止

証券取引関連法令に違反して、会社の重要な情報を知らながら重要情報の公表前にその会社の株式等(東京海上ホールディングス株式会社の株式等のみでなく、他の会社の株式等を含みます。)の売買を行ってはなりません。また、会社の重要な情報を知った場合、その情報を許可なく他の人に伝えてはなりません。

1-6 知的財産権の保護

著作権、商標権、特許権等の知的財産権を尊重し、これらの権利を侵害しないよう、十分に留意します。

1-7 職場環境

労働関係法令を遵守し、安全で健全な職場環境を維持します。

2. 社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持します。

2-1 反社会的勢力に対する姿勢

暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力による圧力に屈することは、結果的に反社会的な行為を助長することになります。自らの社会的責任を十分に認識し、反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然とした態度を維持していきます。また、本人確認の徹底や犯罪収益によるものと疑われる取引への適切な対応を行うことにより、マネーロンダリングの防止に努めます。

2-2 政治活動・政治資金

選挙、政治活動、政治資金等に関する法令を遵守し、公正な姿勢を貫きます。

2-3 接待・贈答

業務上の地位を利用して、金品その他の不正の利益を得ることや、法令に違反したり、社会的に不相当な接待・贈答の授受をすることは認めません。

3. 適切かつ透明性の高い経営

業務の適切な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。

3-1 取引の適切性

取引先と健全な関係を確保し、適切かつ公正な取引を行います。

3-2 情報の開示

経営情報を適切に開示することは、お客様の信頼を高める観点からも、大変重要です。株主・投資家の方々やお客様の合理的な判断に資するよう、行政に提出する情報を含め、適時・適切な情報開示に努めます。

3-3 正確な情報の作成、管理

適時・適切な情報開示を行うため、経営情報について正確な記録を作成、管理することに努めます。また、内部や外部の監査・検査に対して、十分に協力します。

3-4 機密情報の取扱

機密情報については、社内ルールに従って適正に管理し、権限のない者に機密情報を開示したり、東京海上グループ各社以外の者のために機密情報を利用しません。

4. 人権・環境の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的な人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

4-1 差別の禁止

人権は、世界的に認められた価値基準です。性別、年齢、職業、国籍、人種、思想、信条、宗教、社会的地位または門地等を理由とする差別や人権侵害は、決して容認しません。

4-2 ハラスメントの禁止

セクシュアル・ハラスメント等のいかなるハラスメントも容認しません。

4-3 個人情報の取扱

個人のプライバシーを侵害しないよう、関係法令および東京海上グループ プライバシー・ポリシーに従い、お客様の情報はじめ、個人情報の管理には十分注意を払い、業務上必要な目的以外には利用しません。

4-4 地球環境への配慮

地球環境の保護が重要な責務であるとの認識に立ち、関係法令および各種規制を遵守し、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。

コンプライアンスの徹底

東京海上グループのコンプライアンス態勢

東京海上グループでは「法令および社内ルールを遵守し、社会規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行すること」をコンプライアンスと定義し、その徹底を図っています。また、グループの役職員が遵守すべき事項をコンプライアンスの観点からまとめた「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」（前頁）を定め、全役職員への徹底に取り組んでいます。

東京海上ホールディングスの役割

コンプライアンスは、業務の実態に合わせた取り組みが重要であるため、子会社等が、事業内容、規模等に適合した形で、主体的にコンプライアンスの徹底を図ることを基本としています。

当社は、グループ全体としてのコンプライアンスの徹底を図るため、子会社等と当社の役割やコンプライアンスの徹底に際しての基本的考え方等を「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に定め、グループ全体に関わる施策の立案を行っています。

また、東京海上グループにおけるコンプライアンス徹底のための基本となる方針、仕組みおよびルールについて記載した「コンプライアンス基準」を作成し、子会社等に提示しています。子会社等は、このコンプライアンス基準に基づき、子会社等の業務に沿った事項を追加し、それぞれの会社のコンプライアンス・マニュアルを策定し、コンプライアンスの徹底を図っています。

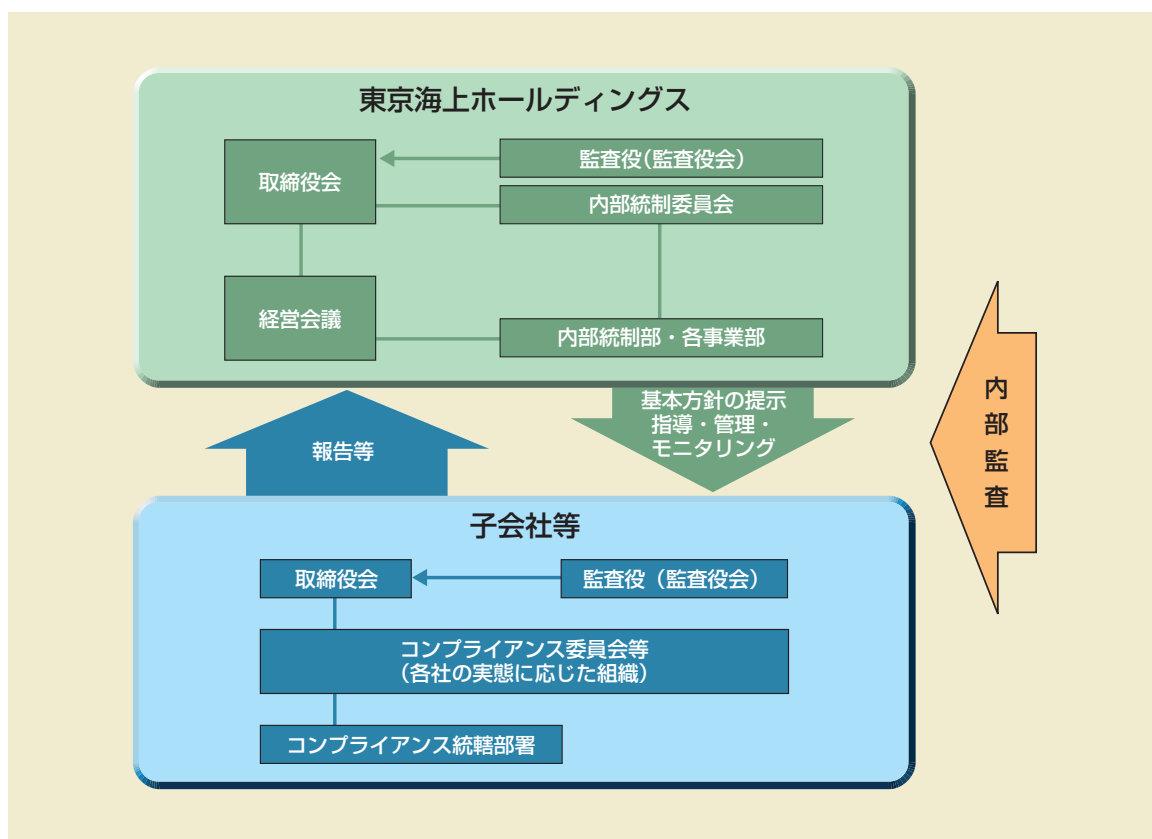
さらに、当社では、グループ内のコンプライアンスの徹底状況を定期的にモニタリングするほか、重要事項について報告を受け、取締役会や経営会議、内部統制委員会等で審議・決定を行い、必要に応じて子会社等の活動を指導・助言するなど、グループ全体としてコンプライアンスを徹底するための態勢を構築しています。

子会社等の役割

子会社等は、当社から示されている「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に従い、各々の事業に適合したコンプライアンス態勢を構築するとともに、傘下に子会社を有する場合には、それらの会社のコンプライアンス態勢を管理しています。子会社等においては、社内のコンプライアンスを統轄する専門部署や、コンプライアンスについての施策立案やコンプライアンスの徹底状況のチェックを行うコンプライアンス委員会等を設置するとともに、子会社等の実態に応じて各部支店にコンプライアンスの責任者や担当者を配置するなど、組織的な取り組みができる態勢としています。

子会社等は、それぞれの置かれた状況をふまえ、態勢整備に係る年度アクションプランを策定するとともに、実効性のある施策を立案します。施策の効果については、子会社等による自主的な点検のほか、内部監査を組み合わせること等により、モニタリングが行われます。

コンプライアンスを徹底するための態勢や仕組み、遵守すべき重要なルールについては、子会社等のコンプライアンス・マニュアル等に記載し、役職員が参照できるようにしています。また、役職員に対する研修等により、ルールの徹底、コンプライアンスに対する意識の定着・向上に努めています。



ホットライン制度(内部通報制度)

東京海上グループでは、コンプライアンスに関連する問題が発生した時や発生しそうな時等に、グループ各社の役職員が報告・相談できる各種のホットライン制度を設けています。また、社外の法律事務所にもホットラインを設置して、報告者・相談者が利用しやすいものを選べるように配慮しています。

なお、東京海上グループの「ホットライン制度」は公益通報者保護法に対応しており、報告者の個人情報は厳重に管理され、報告者が不利益な取り扱いを受けることはありません。

コンプライアンスの徹底

反社会的勢力への対応

1. 東京海上グループでは子会社等が、反社会的勢力に対し連携して統一的な対応を行えるよう、反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、次の基本的な考え方に基づく取り組みを推進しています。
 - (1) 東京海上グループは、良き企業市民として公正な経営を貫き広く社会の発展に貢献するため、反社会的勢力との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、反社会的勢力に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することに努める。
 - (2) 子会社等は、反社会的勢力に対し、以下に基づき対応する。
 - ①組織としての対応、役職員の安全の確保
 - ②外部専門機関との連携
 - ③取引を含めた関係遮断努力、不当要求等の拒絶
 - ④有事における民事と刑事の法的対応
 - ⑤裏取引や資金提供の禁止
2. 東京海上グループでは、反社会的勢力への対応に関する基本方針をふまえ、統轄部署の設置、問題が発生した場合の報告・相談ルールや体制の整備、研修活動の実施等の取り組みを推進しています。

利益相反取引等の管理

東京海上グループは、利益相反取引等の管理に関する方針を定め、役職員がこれを遵守することによって、お客様の利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。

東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針(概要)

1. 利益相反取引等

「利益相反取引等」とは、東京海上グループが行う取引等のうち、以下のものをいいます。

- (1) お客様の利益と東京海上グループの利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益が東京海上グループの他のお客様の不利益となるおそれのある取引
- (3) 東京海上グループが保有するお客様に関する情報をお客様の同意を得ないで利用する取引(本邦における個人情報保護法または東京海上グループ会社に適用されるその他の法令等の規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます。)
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、東京海上グループのお客様の保護および東京海上グループの信用維持の観点から特に管理を必要とする取引その他の行為

2. 利益相反取引等の管理の体制

持株会社である東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理に関する事項を一元的に管理します。このため、東京海上グループにおいては、以下に掲げる会社につき、利益相反取引等の管理を統轄する部署を設置するなどの体制整備を行い、利益相反取引等を適切に管理してまいります。

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| (1) 東京海上ホールディングス株式会社 | (5) 東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社 |
| (2) 東京海上日動火災保険株式会社 | (6) 東京海上フィナンシャルソリューションズ証券会社 |
| (3) 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 | (7) 東京海上キャピタル株式会社 |
| (4) 日新火災海上保険株式会社 | (8) イーデザイン損害保険株式会社 |

3. 利益相反取引等の管理の方法

東京海上グループは、利益相反取引等の管理を、以下の方法により実施してまいります。

- (1) 東京海上グループ各社が利益相反取引等のおそれがある取引等を行おうとする場合には、事前に東京海上ホールディングスに報告することとします。
- (2) 東京海上ホールディングスでは、報告された取引等について、お客様の利益を不当に害するまたは害する可能性があるかと判断した場合には、以下の方法による措置を講じます。
 - ① 当該取引を行う部門と当該取引に係るお客様との他の取引を行う部門を分離する方法
 - ② 当該取引または当該取引に係るお客様との他の取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 当該取引に伴い、当該取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客様に適切に開示する方法
 - ④ 当該取引等に伴い、東京海上ホールディングスおよび東京海上グループ会社が保有するお客様に関する情報を利用することについて、当該お客様の同意を得る方法
 - ⑤ 当該取引等または当該取引に係るお客様との他の取引を中止する方法
 - ⑥ その他、東京海上ホールディングスが必要かつ適切と認める方法

4. 利益相反取引等の管理体制の検証

東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理体制の適切性および有効性について定期的に検証してまいります。

リスク管理

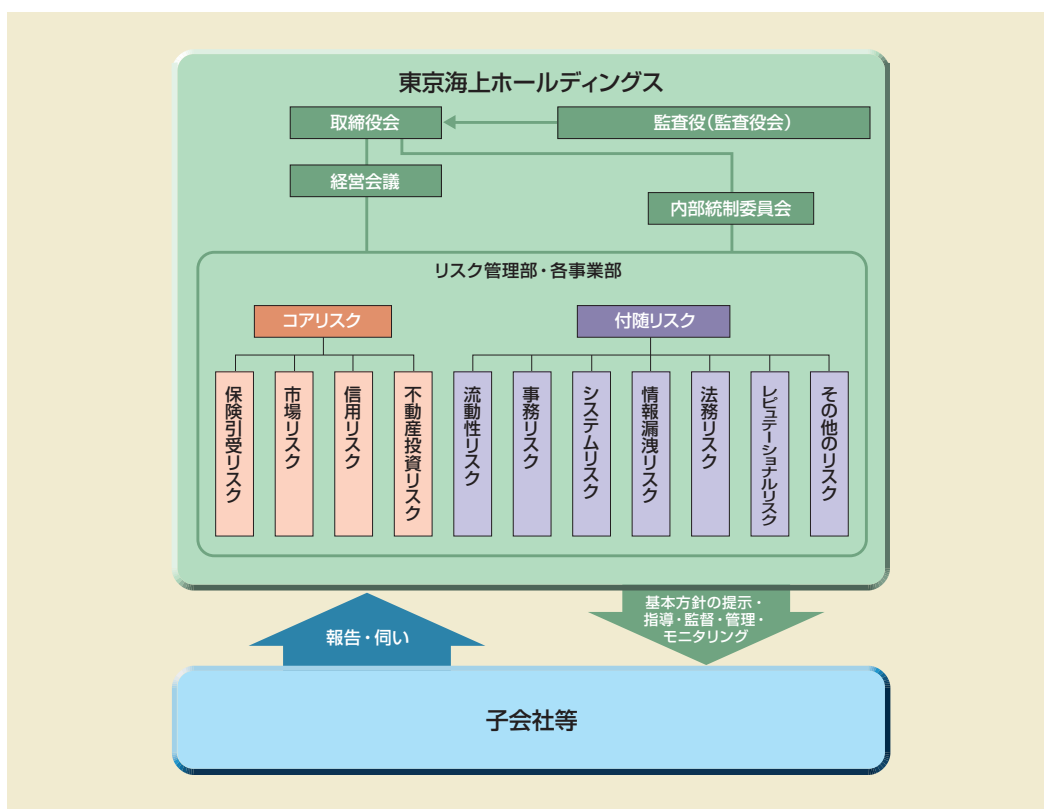
リスクベース経営(ERM)態勢の強化

東京海上グループでは、リスクベース経営(ERM:Enterprise Risk Management)態勢の強化を通じて、グループの健全性の維持と、収益性(資本効率)の向上に取り組んでいます。

東京海上グループのリスク管理態勢

東京海上グループでは、当社がグループ全体のリスク管理に関する基本方針を制定するとともに、グループ全体のリスクの状況を把握しています。また、子会社等はこの基本方針に沿って主体的にリスク管理を行っています。

リスクの中でも保険引受リスクと資産運用リスク(市場リスク、信用リスク、不動産投資リスク)については、収益の源泉として管理していくべきリスク(=コアリスク)であると認識して、能動的にリスクを管理しています。また、事務リスク、システムリスク等事業活動に付随するリスクについては、そのリスクの所在を明らかにし、リスクの発生防止、軽減等、適切なリスク管理を実践し、経営の安定化を図っています。



東京海上ホールディングスの役割

当社ではグループ全体のリスク管理に関わる基本方針を制定し、グループ全体のリスク管理態勢の整備・高度化を推進しています。また、格付けの維持および倒産の防止を目的としたグループ全体の定量的リスク管理(統合リスク管理の項をご参照ください。)も実施しています。

子会社等の役割

グループ全体のリスク管理に関わる基本方針に沿って、子会社等においてもリスク管理方針を制定しリスク管理を主体的に行っています。

リスク管理に関わる基本方針

東京海上グループではリスク管理に関わる以下の基本方針を定めています。当社および子会社等はこの基本方針に沿ったリスク管理を実践しています。

1. リスク管理に関する基本方針

東京海上グループ全体のリスク管理に関する基本方針には、リスク管理統轄部署、リスクの定義、子会社等が整備すべきリスク管理の規程および組織ならびに報告すべき事項などを定めています。子会社等は、本方針に沿ってリスク管理を行っています。

2. 統合リスク管理に関する基本方針

東京海上グループでは、グループ全体の定量的なリスク管理に関する基本的事項、リスク・リターンの定義やリスク保有計画の精査プロセス、モニタリングについて定めた統合リスク管理に関する基本方針を制定しています。

3. 危機管理に関する基本方針

東京海上グループでは、グループ全体の危機管理に関する基本方針を制定し、緊急事態発生時における損害の極小化および通常業務への復旧等に関する対応方針や子会社等が整備すべき危機管理態勢を定めています。子会社等は本方針に沿って危機管理態勢を整備しています。

統合リスク管理

統合リスク管理により、すべてのリスクを定量的に把握し、リスクが顕在化した場合にも自己資本の範囲内で十分に損失が吸収できるように、適切にリスクを管理しています。

また、大規模な自然災害や金融市場の混乱等、将来の不利益が生じるストレスシナリオを想定し、その影響を評価、分析するストレステストを実施しています。

1. リスクの定量化

東京海上グループでは、保有するすべてのリスクについて、所定のリスク保有期間（1年）および信頼水準（99.95%）に基づき、発生する可能性がある潜在的な損失額を定量化しています。定量化の手法としてはバリュアットリスク（VaR）というリスク指標を採用しています。

2. リスク許容値の決定

統合リスク管理は、保有リスク量を所定のリスク許容値の範囲内に収めることにより、格付けの維持および倒産の防止を図ることを目的とするものですが、ここでいうリスク許容値とは東京海上グループ全体の保有リスク量の上限額のことです。東京海上グループでは半期ごとにリスク許容値を決定し、その範囲内に保有リスク量が収まるように適切な事業運営を行っています。

3. 資本配分計画の検証およびモニタリング

当社では、グループ全体の資本配分計画（後述）における保有リスク量の見込み額がリスク許容値内に収まること、言い換えれば、自己資本に見合った資本配分計画となっていることを、内部牽制機能を担うリスク管理統轄部署が確認・検証しています。また、定期的に保有リスク量の状況のモニタリングも行っています。

資本配分制度

資本配分制度とは、東京海上グループの事業分野別に配分資本対比の収益性を評価し、資本の再配分を通じて東京海上グループの企業価値の最大化を目指すとするものです。なお、ここでの「資本」とは多岐にわたるリスクを統一的な尺度で算定したリスク量をベースとする擬似資本をいいます。資本配分制度と統合リスク管理は、同一のリスクの評価方法をベースとしており密接な関連があります。

1. 資本配分計画の策定

東京海上グループの資本を事業分野ごとに配分する資本配分計画を半期ごとに策定します。事業分野は配分された資本の範囲内でリスクをとり、事業運営を行います。

2. リスク対比の収益性評価と事業ポートフォリオの改善

所定の経営指標を用いて事業分野ごとにリスク対比の収益性を評価した後、より収益性・成長性の高い事業分野や新規事業へ資本を振り向けることにより、事業ポートフォリオの改善を図っていきます。定量分析手法をベースとした経営判断プロセスを導入することで、よりきめ細かいレベルでの事業分野の選択と集中を行い、継続的に収益を拡大するとともに、グループ全体の資本効率（ROE）の向上、企業価値の最大化を目指しています。

内部監査

東京海上グループの内部監査態勢

東京海上グループでは、「経営目標の効果的な達成を図るために、企業における全ての業務を対象とし、内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等」を目的として、内部監査を実施しています。当社や保険事業を行う子会社等では、それぞれの会社が内部監査担当部門を持ち、内部管理態勢の柱である「リスク管理態勢」と「コンプライアンス態勢」を中心に、リスクの種類・程度に応じた内部監査を実施しています。

また、一般事業子会社のうち、内部監査部門を持たない会社に対しては、当社の監査部が、直接監査を実施したり、内部管理態勢についてのモニタリングを行っています。

内部監査の結果については、それぞれの会社の取締役会等で報告がなされるとともに、当社の監査部にも報告されます。監査結果につき、重要な問題がある場合には、当社の取締役会にも報告がなされます。

グループとして一貫性ある内部監査態勢

各社の内部監査担当部門が内部監査を実施するにあたり、グループとして一貫性ある内部監査を確保するために「内部監査に関する基本方針」を定めるとともに、内部監査を実施する際の「内部監査規程」の内容を統一しています。また、年度ごとの重点取り組み課題・項目等を設定するとともに、子会社の内部監査計画を当社の事前承認事項とするなど、グループとして一貫性ある内部監査態勢の構築に努めています。

グループとして実効性ある内部監査の実施

基本的には各社の内部監査担当部門が取締役会で決議した内部監査計画に基づき内部監査を実施しますが、グループとして内部監査の実効性を高めるために、システムセキュリティ等特定のテーマを掲げてグループ会社全体を俯瞰する形の内部監査や、当社監査部が子会社の内部監査担当部門と連携する形の合同内部監査を実施する場合があります。

個人情報の保護

東京海上グループにおける個人情報の保護

東京海上グループでは、「個人情報の保護に関する法律」および関連ガイドライン等に基づき、子会社等が、社内諸規程の整備を行うとともに、社員等の教育や、モニタリングを行い、情報管理の徹底に取り組んでいます。東京海上グループおよび東京海上ホールディングスのプライバシー・ポリシーは以下のとおりです。

東京海上グループ プライバシー・ポリシー

東京海上グループ(以下「当グループ」といいます。)は、お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき、企業価値を永続的に高めていくことを目指しています。このような理念のもと、個人情報の保護に関する法律その他の法令・ガイドラインを遵守して、以下のとおり個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じてまいります。

1. 当グループでは、適法で公正な手段によりお客様の個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、お客様の個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で利用いたします。
2. 当グループでは、法令に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません。
3. 当グループでは、お客様の個人情報の漏えい、滅失もしくはき損または不正アクセスなどの防止に努めます。また、外部にお客様の個人情報の取扱いを委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
4. 当グループでは、お客様の保有個人データについて、ご本人から開示・訂正等のご要請があった場合は、法令に基づき速やかに対応いたします。また、お客様の個人情報の取扱いに関するご意見・お問い合わせ等を承ります。
5. 当グループでは、お客様の個人情報が適切に取扱われるよう業務に従事している者の監督・指導・教育を徹底してまいります。
6. 当グループでは、個人情報保護のための社内体制や取り組み方法につき、継続的に見直しを行い、改善に努めてまいります。

2005年2月7日制定
2008年7月1日改定

東京海上ホールディングス プライバシー・ポリシー

弊社は、お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点に置き、東京海上グループ全体の戦略企画、各事業子会社の経営管理を担うことを通じて、企業価値を永続的に高めていくことを目指しています。このような理念のもと、弊社は、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)その他の法令、ガイドラインならびに東京海上グループ プライバシー・ポリシーを遵守して、以下のとおり個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。また、弊社は、お客様の個人情報が業務上適切に取扱われるよう、弊社業務に従事している者等への指導・教育の徹底に努めます。

なお、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めていきます。

1. 個人情報の取得について

弊社では、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客様の個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的について

弊社では、法令に定める場合を除き、お客様の個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で利用いたします。

3. 個人データの第三者への提供について

弊社では、次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者提供しません。

①法令に基づく場合

②弊社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合

(次頁「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」をご覧ください。)

個人情報保護

4. グループ会社・提携先企業との共同利用について

経営管理のために、弊社と東京海上グループ各社との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。

- ①個人データの項目:住所、氏名、弊社株式の保有状況
- ②個人データ管理責任者:東京海上ホールディングス株式会社

5. センシティブ情報のお取扱いについて

弊社では、お客様の健康状態・病歴などのセンシティブ情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供しません。

(注) センシティブ情報とは、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」に定める機微情報をいいます。

6. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「8. お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者がご本人であることをご確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答します。開示請求については、弊社所定の手数料をいただきます。

7. 個人データの管理について

弊社では、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性の確保に努めています。また、弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

8. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し適切・迅速に対応します。弊社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

[お問い合わせ窓口] 東京海上ホールディングス株式会社
内部統制部 [電話番号] 0120-789-967

[受付時間] 午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く

9. 会社一覧

「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」における、弊社のグループ会社・提携先企業は、下記のとおりです。

- ①グループ会社:こちらをご覧ください。
ホームページアドレス (<http://www.tokiomarinehd.com/group/index.html>)

- ②提携先企業:個人データを弊社が提供している提携先企業はございません。

(注) 以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報については対象としていません。

2005年 3月7日制定
2009年10月1日改定

情報開示・IR

当社は、東京海上グループの現状および今後の事業展開について、各ステークホルダーの皆様にご理解いただけるよう公平でわかりやすいディスクロージャーの充実に努めています。

情報開示基本方針

東京海上グループは情報開示にあたり、グループの「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility: CSR)」の観点から、経営の透明性や公平性の向上に資する情報をご提供することに努めます。

1. 情報開示に関する基本方針

適時開示につきましては、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に則って、迅速な情報開示を行います。
また、それ以外の情報に関しましては、お客様、株主・投資家、代理店、社員をはじめ、広く社会の皆様のご判断のお役に立つべく、迅速、正確かつ公平な情報開示に積極的に努めます。

2. 情報開示の方法

東京証券取引所規則等に基づく情報開示に関しましては、「適時開示情報伝達システム (Timely Disclosure network:TDnet)」によって開示するほか、報道機関等を通じて開示するとともに、その後、速やかに当社のホームページにも掲載します。

また、それ以外の情報に関しましては、当該情報の内容に応じて、適切な方法により開示します。

3. ご注意

この基本方針によって開示する情報は、東京海上グループの活動を正確、迅速かつ公平にお伝えする目的のものであり、投資勧誘を目的とするものではありません。

2004年11月30日策定
2010年9月29日改定

ディスクロージャー資料

ディスクロージャー資料は、当社ならびに保険事業会社5社にてそれぞれ作成し、内容の充実に努めています。



情報開示・IR

ホームページ

東京海上グループ各保険事業会社の開示情報に関しては、以下のホームページもご参照ください。
 なお、当社ホームページについては、P40をご参照ください。

※各画面は2011年7月1日現在のものです。

東京海上日動

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



日新火災

<http://www.nisshinfire.co.jp/>



イーデザイン損保

<http://www.edsp.co.jp/>



東京海上ミレア少額短期

<http://www.tmssi.co.jp/>



東京海上日動あんしん生命

<http://www.tmn-anshin.co.jp/>



東京海上日動フィナンシャル生命

<http://www.tmn-financial.co.jp/>



格付情報

東京海上グループ各社の格付状況です。

〈東京海上グループの信用格付〉

(2011年7月1日現在)

格付会社	対 象	東京海上 ホールディングス	東京海上日動	日新火災	東京海上日動 あんしん生命	東京海上日動 フィナンシャル生命
スタンダード アンド ブアーズ (S&P)	保険財務力格付		AA- / ネガティブ	A+ / ネガティブ	AA- / ネガティブ	
ムーディーズ	保険財務格付		Aa2 / ネガティブ			
A.M.Best	財務格付		A++ / 安定的			
格付投資情報センター (R&I)	発行体格付		AA+ / ネガティブ	AA / ネガティブ		
	保険金支払能力格付				AA+ / ネガティブ	AA+ / ネガティブ
日本格付研究所(JCR)	長期優先債務格付	AAA / ネガティブ	AAA / ネガティブ			
フィッチ・レーティングス	保険会社財務格付		AA- / 弱含み			

(注)最新の格付けは、東京海上ホールディングス(株)のホームページ(<http://ir.tokiomarinehd.com/ja/Ranking.html>)等でご確認ください。

IR(Investor Relations)活動*

当社は2002年の設立以来、株主・投資家の皆様へ正確で迅速な情報開示、ならびに株主・投資家の皆様との積極的な対話に努めています。各種説明会や個別面談等を通じて、株主・投資家の皆様から頂戴したご意見、ご助言は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスの実現を目指す上でも必要不可欠な貴重なものです。それらを1つひとつ真摯に受け止め、今後の経営に活かせるようグループ社員一同努力していきます。

※IR活動とは、Investor Relationsの略であり、企業が株主や投資家に対し、投資判断に必要な企業情報を提供する活動のことです。

2010年度の活動概要

2010年度に実施した当社のIR活動の概要は以下のとおりです。当社は、国内外の株主や投資家の皆様のご関心やニーズの特徴にあわせて、多様な形式による説明に努めています。今後もさらに多様な取り組みを心がけていきます。

【個人投資家向けIR活動】

- 個人投資家説明会（1回 参加者約400名）
- 証券会社投資セミナー（2回 参加者約100名）

【機関投資家向けIR活動】

- ラージミーティング（※1）（2回 延べ70名）
- スモールミーティング（※2）（10回 延べ77社）
- 個別ミーティング（延べ228社）
- 電話会議（国内向け4回 参加者延べ330名）
- 海外IRミーティング（7回 延べ155社）

※1:ラージミーティングとは、数十名の方に参加いただく説明会です。

※2:スモールミーティングとは、数名から十数名の方に参加いただく説明会です。

個人投資家説明会

2010年10月に個人投資家説明会を開催し、約400名の個人投資家の方に参加いただきました。

本説明会は、個人投資家の皆様に当社グループ経営戦略を説明する貴重な機会として、2004年から毎年開催しています。



当社ホームページ上の個人投資家説明会動画